

令和5年第1回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年1月19日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年1月19日(金)
午後4時から午後4時30分まで

2. 出席委員(21名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	笹川 治久	5 番	長澤 昇	6 番	麻生 忠
7 番	中井 徳治	8 番	牧野 弘	9 番	岸本 信夫
10 番	坂本 豊廣	11 番	岡沢 聡	12 番	尾崎 孝
13 番	稲野 実	14 番	笹川 悦子	15 番	中西 利一
16 番	中村 孝三	17 番	長澤 均	18 番	中井 啓二
19 番	加藤 博一	20 番	野口 康夫	21 番	中井 博幸

3. 欠席委員 なし

4. 会議録署名委員

13 番 稲野 実 14 番 笹川 悦子

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室 長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉		

6. 議事日程

- 第 1 号 議 案 農地法第4条の規定による許可の件
- 第 2 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第 3 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 4 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 5 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 6 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 7 号 議 案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件
- 報 告 第 1 号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 2 号 農地等状況報告の件

令和5年第1回箕面市農業委員会総会

(開会 午後4時)

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>それでは、ただ今から、令和5年第1回箕面市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>座らせていただいて、進行させていただきます。</p> <p>この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>(希望者はございません。)</p> |
| 議 長 | <p>次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>本日は、委員21名全員出席です。</p> <p>従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。</p> <p>慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> |
| 全 委 員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、13番 稲野委員さん、14番 笹川悦子委員さんをお願いします。</p> <p>案件に入ります前に、令和4年第12回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>昨年12月16日開催の総会で、採決されました第64号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。</p> <p>その内容は、新稲地区の農地を[]に転用するという案件でした。</p> <p>12月19日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむ</p> |

を得ないものと認めますとの意見を受けましたので、12月27日に申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第1号議案、農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第1号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、西宿■■■■、地目は、台帳現況共に■■、面積は■■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

申請人は、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設と医療施設があることから第3種農地となっています。

以上、第1号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

野口委員

第1号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■から東へ約■■メートル、北へ約■■メートル行ったところの東側にある■■筆の農地です。

申請者の■■■■氏が、■■■■からの要望を受け、■■■■を整備されようとするものです。

事業者においては、■■■■の保管場所が手狭になってきており、市街化区域において土地を探したものの、適当な土地が見つからなかったことから、■■■■の隣接地で、利便性の高い申請地を用地として選定し、申請者に要望されました。

周辺の状況ですが、北側・西側は■■■■、東側は■■■■、南側は■■■■になっており、周囲に農地はないことから、周辺の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第3、第2号議案、生産緑地に係る主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第2号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

買取り申出する土地は、稲[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

主たる従事者は、[]氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は[]、申出事由が生じた日は、令和4年12月16日でございます。

以上、第2号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員 第2号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の西側に位置する[]筆の農地です。

申請人の[]氏は、令和4年12月16日に、身体の故障により、農作業に従事出来ない旨の診断を医師から受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[]氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに[]氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第3号議案から日程第7、第6号議案までは、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

第3号議案及び第4号議案は借り手が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

第3号議案及び第4号議案の説明に先立ちまして、第3号議案から第6号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら4件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第3号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■■、地目は、台帳現況共に■■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■■■■■■■氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、告示日から令和8年3月31日までです。

続きまして、第4号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、第3号議案と同一で、貸し手は、■■■■■■■■■■氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、告示日から令和6年3月31日までです。

以上、第3号議案及び第4号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたしま

す。

中井徳治委員

第3号議案及び第4号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南東、約[]メートルのところに[]筆の農地で、貸し手は、[]氏です。

借り手は、[]氏で、現在、申請地におきまして、[]氏を手伝う形で農作業に従事しており、この度、自身で農業を行うため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。

[]氏は、農作業を10年ほどされており、現在、農業大学校にも通っておられるなど、農業経験と意欲をもっておられます。

農機具は草刈り機をお持ちで、農地まで徒歩[]分程度、年に250日ほど、農業に従事され、野菜の栽培を主に計画されています。

以上のことから、申請地において問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第6、第5号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第5号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、新稲[]、地目は、台帳現況共に[]、面積は[]平方メートルです。

借り手は、[]氏、職業は[]です。

貸し手は、[]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。

以上、第5号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第5号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の交差点から南へ[]メートルほど行ったところの東側にある農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[]氏が利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

[]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第7、第6号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第6号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は、栗生外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

借り手は、[]
[]氏、職業は[]です。

貸し手は、[]氏、設定する利用権の種類は、賃借権(解除条件付)、設定期間は、告示日から令和8年3月31日まで

です。

以上、第6号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員

第6号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[] から北へ約 [] メートル、西へ約 [] メートルのところにある農地で、貸し手は [] 氏です。

借り手は、[] で、現在、[] において、別途、利用権の設定を受け耕作をされており、この度、経営規模の拡大のため、新たに利用権の設定を受けようとするものです。

[] は、これまでもブルーベリーや野菜などを中心に、しっかりと耕作されており、申請地においても問題なく農業経営をされるものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第7号議案、農地中間管理事業における農用地利用集積計画（一括方式）の作成の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第7号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

本件は箕面市長より、農地中間管理事業における農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、委員会の決定を求められたものです。

申請地は、粟生間谷西 []、地目は、台帳 []、現況 []、面積は [] 平方メートル、他 [] 筆、合計 [] 筆で、面積の合計は [] 平方メートルで

す。

借り手は、[]氏、農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人大阪府みどり公社理事長 南部和人氏、貸し手は、[]氏、設定する利用権の種類は、賃借権、設定期間は、令和5年2月1日から令和8年1月31日までです。

以上、第7号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員

第7号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から東へ約[]メートル、北へ約[]メートルのところにある[]筆の農地で、貸し手は[]氏です。

借り手は、[]氏で、この度、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定を行うものです。

[]氏は、大阪府の準農家に登録されており、現在は農作業のボランティアをされるなど、農業に関する知識と意欲をもっておられます。

申請地では、主に野菜の栽培を計画しており、年に150日ほど、農業に従事されるということです。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

日程第9、報告第1号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第1号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地の所在は、今宮[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、
氏、職業は

譲渡人は、[redacted] 氏、転用目的は [redacted] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年12月9日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第1号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中西委員

報告第1号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED]の南側に位置する農地です。

譲渡人は、[redacted] 氏で、譲受人の [redacted] が [redacted] を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側と西側は■■■、東側は■■■■、南側は■■■
となっており、周囲に農地はなく影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

ただいま報告のありました件につきまして、質疑等ございましたら発言をお願いします。

笹川治久委員

この農地の転用ですが、道路に接道していないようですがいかがですか。

事務局

当該申請地の南側の土地を[REDACTED]が所有されており、そこを
通じて南側の道路に接しております。

笹川治久委員

了解しました。

議長

他に質疑等はありませんか

ないようでございますので、次に、日程第10、報告第2号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局で

まとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

神代委員長

〈農地利用最適化推進委員会より本年の現地調査について報告〉

事務局

〈農業委員改選について・令和5年度総会開催日程について・次回日程について連絡〉

議長

これをもちまして令和5年第1回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時30分)

上記は、令和5年第1回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

稲垣 恵一

署名委員

稲野 実

署名委員

近川 悦子